大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月３０日

大和市長　大　木　　哲

大和市規則第３０号

大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和４６年大和市規則第１１号）の一部を次のように改正する。

目次中「～」を「―」に改める。

第４条見出し中「取扱い」を「取扱」に改める。

第１０条中「明りょう」を「明瞭」に改める。

第２１条第２項中「呈示期間」を「提示期間」に、「呈示し」を「提示し、」に改める。

第３２条第１項中「証ひょう類」を「証票類」に改める。

第３４条第１項中「手続き」を「手続」に改める。

第３９条第１項中「捺印」を「押印」に改める。

第１０４条の見出し中「計理」を「経理」に改める。

別表第１勘定科目表、費用の表節の欄中「手当　労務員給　賞与引当金繰入額　賃金」を「手当　労務員給　手当　会計年度任用職員給　賞与引当金繰入額」に、「賃金　法定福利費」を「手当　会計年度任用職員給　報酬　法定福利費」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の別表第１の規定は、令和２年度分以後の病院事業の経理について適用し、令和元年度分までの病院事業の経理については、なお従前の例による。